

特定入所者介護サービス 費（補足給付）について

補足給付の見直しについて

平成 17 年 10 月より、介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から利用者本人の負担を原則とし、低所得の方については一定の給付(補足給付)を支給されてきました。

今般、補足給付については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう令和 3 年 8 月から見直しが行われます。具体的な見直し内容は以下のとおりです。

- < 1 > 施設入所者に対する食費の助成について、現行の第 3 段階を、保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下の段階（以下「第 3 段階①」という。）と本人年金収入等 120 万円超の段階（以下「第 3 段階②」という。）の 2 つの段階に区分するとともに、第 3 段階②について、第 3 段階②と第 4 段階の本人支出額（介護保険三施設平均）の差額の概ね 2 分の 1 の額（月額約 2.2 万円）を本人の負担限度額に上乗せする。

< 2 > ショートステイの食費の助成について、< 1 >と同様、第3段階を2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、< 1 >の金額を踏まえた本人の負担限度額への上乗せ（650 円／日）を行う。

また、食費が給付対象外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、第3段階①及び第2段階についても、負担能力に配慮しながら本人の負担限度額への上乗せ（第3段階①：350 円／日、第2段階：210 円／日）を行う。各所得段階の負担限度額への上乗せ額については、各所得段階の見直し後の負担限度額の段差（増加額）がほぼ均等（300 円から 400 円）となるように調整する。

< 3 > 食費・居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定する（第2段階：650 万円、第3段階①：550 万円、第3段階②：500 万円）。

また、令和3年度介護報酬改定において、食費の基準費用額（1,392 円／日）については、令和3年8月から 1,445 円／日（+53 円）に引き上げることとされました。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費として給付

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等 が単身で1,000万 円(夫婦で2,000 万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、 年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
				第1段階	第2段階	第3段階
食費			1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)
居住費	多床室	特養等	855円 (2.6万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
		老健・療養等	377円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	従来型個室	特養等	1,171円 (3.6万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養等	1,668円 (5.1万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室的多床室		1,668円 (5.1万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室		2,006円 (6.1万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)

社会保障審議会
介護保険部会
(第88回)
参考資料3より

見直しのイメージ

※（ ）は月額

段階 自己負担 限度額	第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
食費	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	1392円(※3) (4.2万円)
居住費 ※特別養護老人ホーム・多床室の場合	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	855円 (2.6万円)
合計	300円 (0.9万円)	760円 (2.3万円)	1020円 (3.1万円)	2247円 (6.8万円)

(※1) ショートステイにおける食費(日額)について、以下のとおり見直し。

第2段階：600円【現状より210円増額】

第3段階①：1000円【現状より350円増額】

第3段階②：1300円【現状より650円増額】

(※2) 預貯金要件(現行1,000万円以下)について、以下のとおり見直し。

第2段階：650万円以下

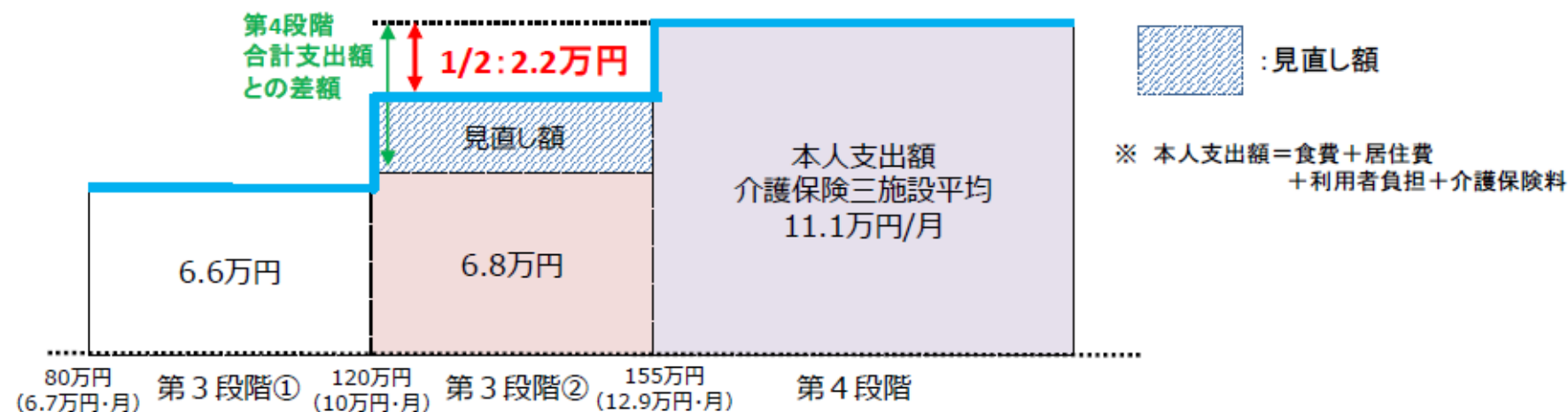
第3段階①：550万円以下

第3段階②：500万円以下

(※3) 食費の基準費用額(現行1,392円/日)について、1445円/日(+53円)に見直し。

第3段階①	第3段階②
・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円以下 ⇒合計1020円(食費650円+居住費370円)【現状維持】	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 ⇒合計1730円(食費1360円【現状より710円(2.2万円)増額】+居住費370円)

介護保険三施設に係る第4段階と第3段階②の本人支出額（介護保険三施設平均）

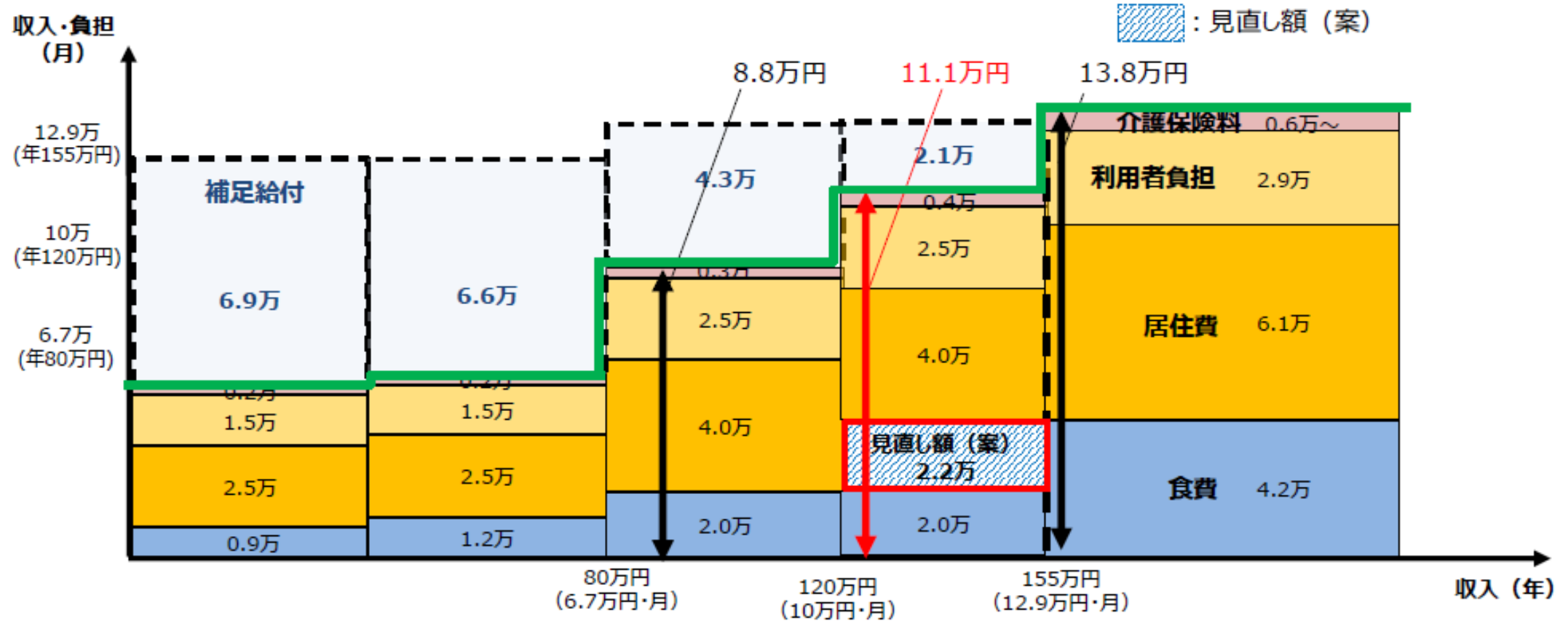


本人支出額	第3段階①	第3段階②	第4段階	第4段階と 第3段階②の差額	差額の1/2 (見直し額)
特別養護老人ホーム	73,087円	74,261円	121,331円	47,070円	23,535円
介護老人保健施設	63,021円	64,195円	102,281円	38,086円	19,043円
介護療養型医療施設	63,021円	64,195円	108,304円	44,109円	22,055円
介護保険三施設平均	66,376円	67,550円	110,638円	43,088円	21,544円

社会保障審議会
介護保険部会
(第88回)
参考資料3より

- ・ 特養・老健・療養のそれぞれについて、居室類型別の利用者数（介護保険データベース(※)）で加重平均し、段階別の合計支出額を算出。
※ 第3段階①・②は第3段階の居室類型別の利用者数、第4段階は第4段階の居室類型別の利用者数で加重平均。老健と療養の別がないため、老健と療養とで同じ人数を用いている。
- ・ 介護保険三施設平均については、特養・老健・療養の値を単純平均。
- ・ 利用者負担は、第3段階①・②は高額介護サービス費の上限額。第4段階については、H28年介護サービス施設・事業所調年報の平均利用料。（サービス類型別の数字であり、居室類型別ではない。）
- ・ 食費、居住費、介護保険料は制度上の値をそのまま利用。

〔 特別養護老人ホーム・ユニット型個室の場合 〕

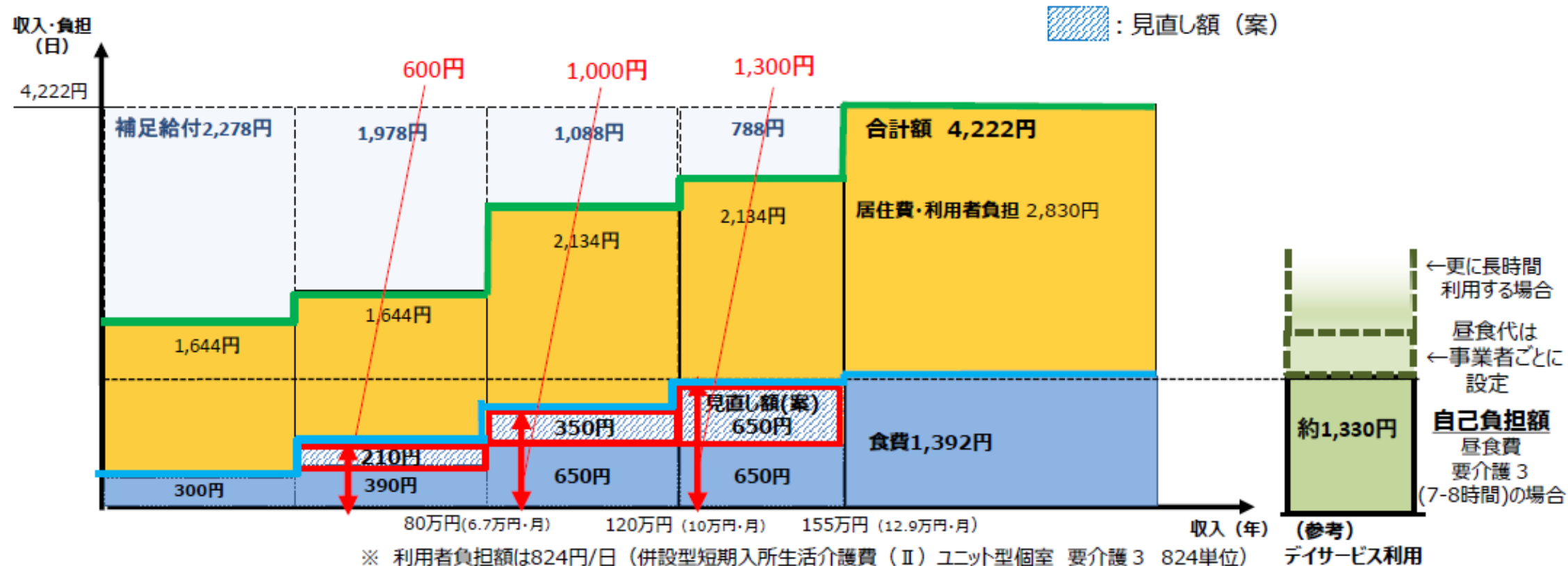


保険料段階	第1段階	第2段階 本人年金収入等80万円超 120万円以下	第3段階 本人年金収入等 120万円超	第4段階 ・本人が市町村民税非課税 (世帯に課税者がいる) (第4、5段階) ・本人が市町村民税課税 (第6段階～)
補足給付段階 (現行)	第1段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の 高齢福祉年金受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下	第3段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
補足給付段階 (見直し案)	第1段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の 高齢福祉年金受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下	第3段階 ① 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	第3段階 ② 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超
	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税			

社会保障審議会
介護保険部会
(第88回)
参考資料3より

< 2 >

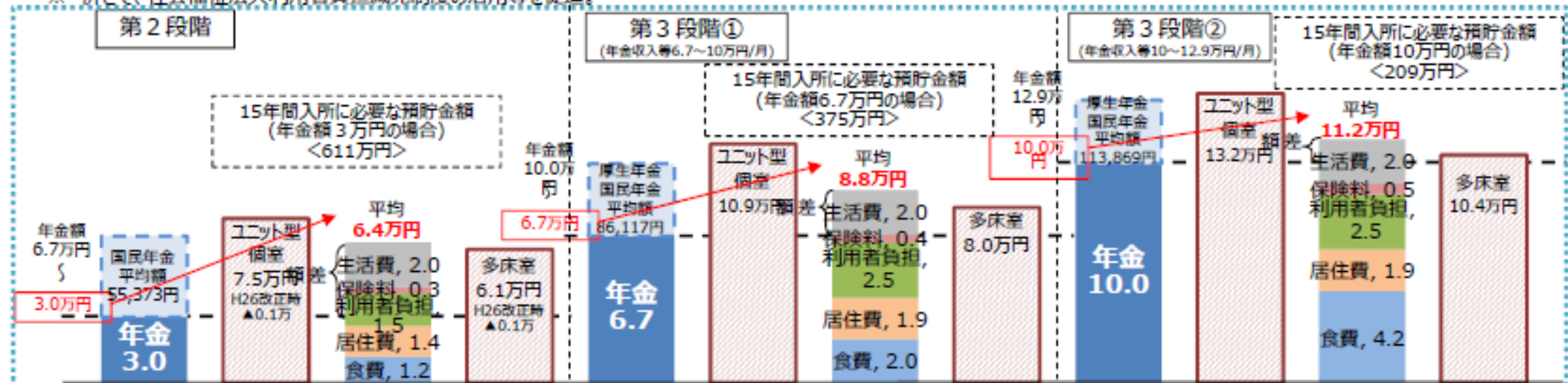
〔 ショートステイ・特別養護老人ホーム・ユニット型個室の場合 〕



保険料段階	第1段階	第2段階 本人年金収入等80万円超 120万円以下	第3段階 本人年金収入等 120万円超	第4段階 ・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる) (第4, 5段階) ・本人が市町村民税課税(第6段階～)
補足給付段階 (現行)	第1段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の 高齢福祉年金受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下	第3段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
補足給付段階 (見直し案)	第1段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の 高齢福祉年金受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下	第3段階 ① 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	第3段階 ② 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超

社会保障審議会
介護保険部会
(第88回)
参考資料3より

- < 3 > ○ 食費・居住費の助成（補足給付）の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、資産（預貯金）基準について、所得段階に応じた設定としてはどうか。
- 具体的には、補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階と合わせて2つに分け（「第3段階①」、「第3段階②」）、その上で以下の観点から、単身者「1,000万円以下」、第2段階は「650万円以下」、第3段階①は「550万円以下」、第3段階②は「500万円以下」としてはどうか。
- ・ 介護保険三施設いずれの場合も約98%の入所者が15年以内に退所している。
 - ・ 介護保険三施設の本人支出額の平均と年金収入を比較し、補足給付を受けながら本人の年金収入で15年入所することができる水準とする。
 - ・ 居宅サービス利用者や保険料を負担する方との公平性の観点から、基準額との差額の見直し。ただし、いずれの所得段階でもユニット型個室に10年入所することができる水準とする。
- ※ 第2号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の1,000万円を維持。
- ※ 夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の1,000万円を維持（第2段階の場合、本人650万円＋配偶者1,000万円）。
- ※ 併せて、社会福祉法人利用者負担減免制度の活用等を促進。



※ 保険料：介護保険料に加え、医療保険料を含んでいる。 出典：介護サービス施設・事業所調査（平成28年）より老健局にて作成（年金額は平成28年度厚生年金保険・国民年金事業報告）

【介護保険施設入所者の退所年数、退所割合】（特養の値を前回から修正）

出典：介護サービス施設・事業所調査（平成28年）より老健局にて作成

退所までの年数	10年未満	11年未満	12年未満	13年未満	14年未満	15年未満	16年未満	17年未満	18年未満	19年未満	20年未満
特養	94.0% (H26:91.1%)	95.4%	96.4%	97.0%	97.5%	97.9%	98.2%	98.4%	98.6%	98.7%	98.8%
老健	98.8%	99.1%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
療養	97.1%	97.9%	98.4%	98.7%	99.0%	99.2%	99.3%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%
介護施設計	96.0%	96.9%	97.6%	98.0%	98.3%	98.5%	98.7%	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%

(参考)

○ 外来医療費：住民税非課税の場合、高額療養費の外来上限8,000円/月が最大。高額医療介護合算制度（※1）により、上乗せされる自己負担額は年間1万円（10年で10万円程度）

※1 第2段階の合算上限額は19万円/年、介護保険の利用者負担額は18万円/年のため、差し引き1万円/年の負担（第3段階の合算上限額31万円/年、介護保険30万円/年のため同額）

○ 入院医療費：特養・ユニット・第2段階では月額7.5万円の負担に対して、一般病床では4.7万円（▲2.8万円）、療養病床では6.1万円（▲1.4万円）（※2）

※2 生活費は特養と同等と仮定。医療費は高額療養費と高額介護サービスの上限額が同じであるため、介護保険利用料と同額。

○ 高齢年金生活者支援給付金：補足給付第2段階相当以下（※3）の者等に対し、最大月額5,000円の支給がある ※3 公的年金等の収入金額と給与所得等の合計額が老齢基礎年金満額相当（約78万円）